

「御前崎市公の施設に係る指定管理者の指定」

御前崎市民会館や市民プール等18の施設について、現状の管理団体が指定されました。

「助役の選任につき議会の同意を求めることについて」

市役所総務部長 野崎豊氏の助役選任が同意されました。

「各会計の平成17年度補正予算」

一般会計2億7千万円の減額をはじめ、国民健康保険など7特別会計の補正。

平成18年度 一般会計・特別会計・事業会計予算総括表

(単位:千円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較
一 般 会 計	18,600,000	16,530,000	2,070,000
国民健康保険特別会計	2,935,440	2,822,200	113,240
老人保健特別会計	2,806,511	2,888,000	△ 81,489
介護保険特別会計	1,928,792	1,739,385	189,407
農業集落排水特別会計	619,000	1,063,000	△ 444,000
下水道特別会計	712,000	675,000	37,000
工業団地建設特別会計	92,001	0	92,001
水道事業会計	1,584,687	1,729,318	△ 144,631
病院事業会計	4,337,130	4,927,330	△ 590,200

注：水道及び病院事業会計は収益的支出及び資本的支出の合計額。財産区は省略。

御前崎市介護保険条例の改正要点

65歳以上の人（第1号被保険者）の新介護保険料は次のとおりとなります。

- ①新保険料の基準月額は3,900円です。低所得者に対するの負担能力をきめ細かく配慮した保険料にするため、現行の第二段階を細分化して「新第二段階」を設けます。
- ②徴収方法を見直して、介護保険料を天引きする特別徴収の対象となる年金が、老齢基礎年金などの老齢退職年金だけでなく、遺族年金、障害年金にまで拡大されます。
- ③生活保護受給者の保険料は福祉事務所などが被保険者に代わり、直接納付することができます。
- ④税制改正により保険料段階が上がってしまう人は保険料率で緩和措置がとられます。